

公立大学法人青森公立大学職員の再雇用に関する規程

平成21年4月1日

規程第52号

改正 平成26年 3月規程第 11号
改正 令和 6年 3月規程第 6号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「就業規則」という。）第58条第3項の規定に基づき、職員の再雇用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者等の再雇用)

第2条 法人は、就業規則第58条第2項の規定により退職した教員職員又は同項に規定する日以前に退職した者のうち次に掲げるものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、再雇用することができる。

(1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再雇用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

2 法人は、就業規則第58条第2項の規定により退職した事務職員を、5年を超えない範囲内で任期を定め、再雇用する。

3 青森市職員であった者で青森市を退職し引き続き法人の職員となったもの又は青森地域広域事務組合職員であった者で当該職員から引き続き法人の職員になったものに係る第1号及び第2項の規定の適用については、これらの職員の青森市職員又は青森地域広域事務組合職員であった期間を同号に規定する勤続期間に通算する。

4 第1項、第2項及び第5項の規定による雇用については、就業規則第2章（第7条及び第11条を除く。）の規定は、適用しない。

5 法人は、就業規則第58条の2に規定する定年前再雇用短時間勤務職員を、従前の勤務実績等に基づく選考により再雇用する。

(任期の更新)

第3条 前条の任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

2 前項の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

3 理事長は、再雇用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 再雇用を行う場合及び再雇用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が事務職員にあつては年齢65年、教員職員にあつては年齢70年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(任期の末日に関する特例)
- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「事務職員にあつては年齢65年、教員職員にあつては年齢70年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	事務職員にあつては年齢63年、教員職員にあつては 年齢68年
平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで	事務職員にあつては年齢64年、教員職員にあつては 年齢69年

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(事務職員の再雇用に関する経過措置)
- 2 第2条第2項の規定は、事務職員の定年を令和6年度から令和13年度まで段階的に引き上げる間、65歳に達する前に定年となった者に適用する。